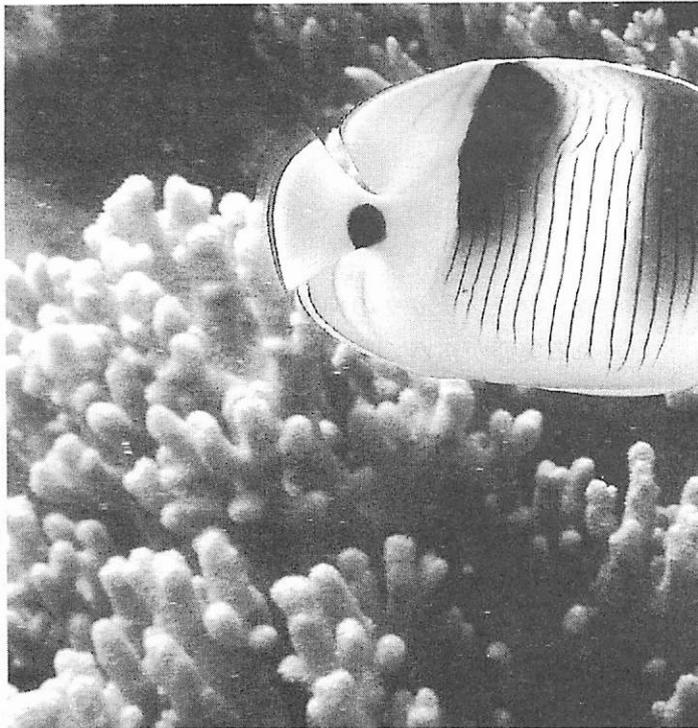


ニュース・レター

NEWS LETTER
Mar.31 2002

vol.

16



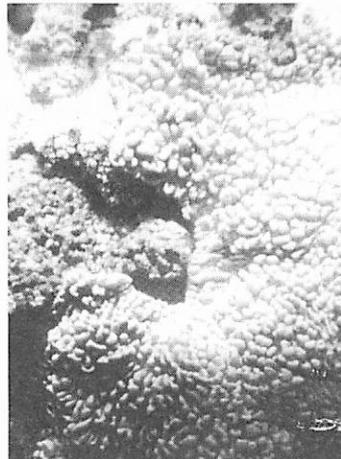
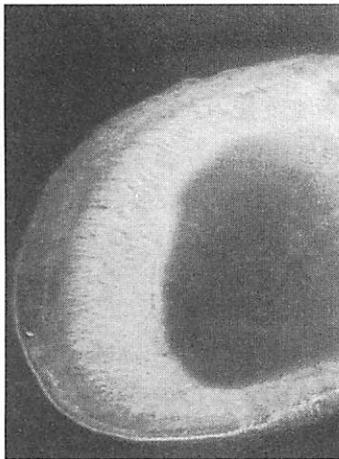
オーストラリアのサンゴ礁

オーストラリア大陸の北東部の沖合にはサンゴ礁が約2000キロにわたって延々と連なり、世界最大の「グレートバリアリーフ」を形成しています。ケアンズ空港から日本へ向けて飛び立った飛行機の窓から見下ろすと、大きなサンゴ礁（写真左下）の他に、数多くの中小のサンゴ礁が点々と続き、目を奪われます。ちなみに、この「グレート・バリア・リーフ」は1981年10月に世界遺産に指定されました。

これらのサンゴ礁群が形成され始めたのは約1万5000年前といわれ、サンゴ礁の数は約350種。海に潜ると、様々なサンゴの間をカラフルな熱帯魚（写真上）が乱舞しています。

サンゴの組織内にはサンゴに食物と色彩を提供して共生している微小な植物があります。1998年にはこの海域の海面温度がエルニーニョ現象で、高温になったため、サンゴがストレスを受け、この微小植物を追い出し、その結果、サンゴの色が白くなりました。（写真右下）今は、この白化現象は現在、回復しつつありますが、科学者たちは「地球の温暖化が今のペースで進むと、2030年までに世界のサンゴ礁の60パーセントが失われる」と警告しています。

（文と写真・川名英之、写真は1月29日、写す。）



CONTENTS

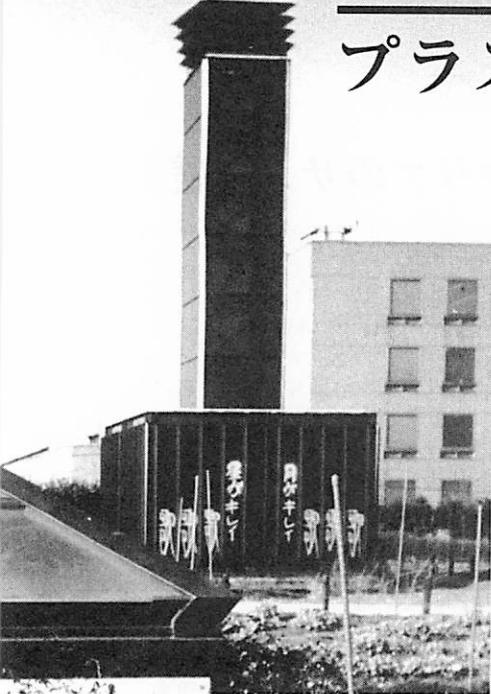
- ② 川名 英之・化学物質過敏症特集（上）「究明された「杉並病」の原因」
- ⑨ 津谷 裕子・『シリーズ・隣の環境NGO』 化学物質による大気汚染を考える
- ⑩ 森脇 靖子・近海魚のダイオキシン汚染
- ⑫ 中村 晶子・「環境法の今」第9回 土壌汚染対策法（案）
- ⑭ 「容器包装リサイクル法の改正提言」「循環型経済システムの高度化に向けての意見提出」
- ⑮ International News Clip（最近の国際動向）

究明された「杉並病」の原因

プラスチックの圧縮で毒物発生

国民会議常任幹事・江戸川大学講師

川名 英之



井草森公園地下の杉並中継所
不燃ごみ圧縮工程で生じた汚
染大気を放出する排気塔（高
さ8メートル）と換気塔（排
気塔の台座。同4メー
トル）=2月27日、筆者写す。

本号と次号の2回、「化学物質過敏症特集」を組んで近年増えている化学物資による健康被害の問題について考えます。

被害・支援者中の科学者が遂に究明

プラスチックなど不燃ごみの圧縮作業施設、杉並中継所（東京都杉並区）の周辺で発生している

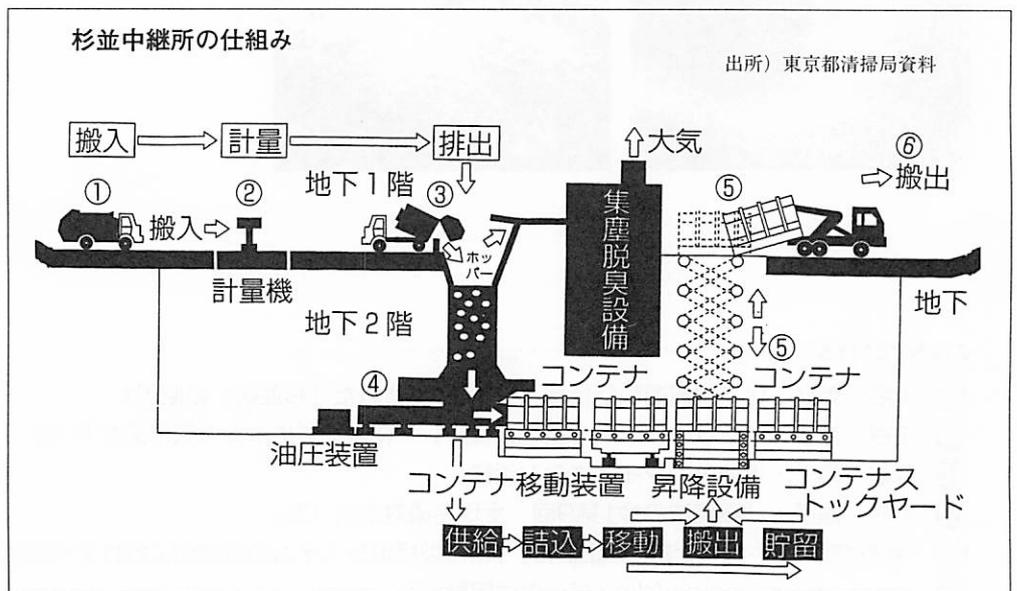
「杉並病」の原因について、被害者・支援者の科学者グループが中継所周辺の大気からプラスチックが擦れ合う際に発生する毒性物質を検出、発生メカニズムを究明しました。

科学者グループはその毒性が被害者の症状とほぼ一致することから、「原因物質はトルエンジシアンネートや有機シアンなどのプラスチック起源のシアン系化合物」と結

論、プラスチックの押し込み作業で毒性物質が放出される実態が初めて明らかになりました。

プラスチックごみの容量を減らす圧縮作業によって毒性化学物質が放出され、数百人の健康被害者が集団発生しているながら、政治・行政が6年間も救済せずに放置してきたケースは世界に例がなく、その原因物質の究明を機にプラスチックごみの処理過程で発生する新しい公害として世界的に議論を呼びそうです。

「杉並病」は化学物質過敏症の原点。そこで今回は「杉並病」問題の経過をたどり、究明された「杉並病」の原因と発生メカニズム、最後に「隣りの環境NGO」に杉並病の患者や支援の人たちでつづいている「化学物質による大気汚染を考える会」を取り上げ、次号で増えている化学物質過敏症の実態、原因物質、予防対策の現段階などを紹介します。



プラスチックごみの容積縮減作業

杉並中継所は東京都が練馬区との境に近い杉並区井草の区立井草森公園の地下を掘り起こして建設した不燃ごみ圧縮作業施設。毎日、収集車で杉並区全域および周辺区一部地域の家庭から出るプラスチックごみなどの不燃ごみ清掃車8台分この中継所の地下に搬入、不燃ごみを圧縮して大型コンテナ1台に詰め替え、東京湾岸の処理センターに運んでいます。

地下2階の作業場の空気や詰込み作業で発生した汚染物質などは地上に突き出た排気塔および4つの換気塔から大気中に放出されている。最近は多少改善されましたが、稼動初期には浄化設備がなかったため、多くの毒性物質を排出、健康被害が多発しました。

周辺住民が「息苦しい」「目が痛い」などと訴え始めたのは中継所が本格稼動した1996年4月。杉並区が同年11月に実施した住民健康調査では、健康不調を訴えた人が319人を数えました。このほか隣接する練馬区でも1999年12月までに少なくとも19人が健康被害を受けていることが「練馬区の『杉並病』をなくす会」の面接調査の結果、明らかになっています。「杉並病」と知られたくない人もいるうえ、その後も発症が続いているため患者の総数はかなりの数にのぼっています。

化学毒物が周辺地域に深刻な健康被害

杉並中継所が本格稼動した96年4月ごろから周辺地域では風向きによって風邪下の住民の中に健康被害

害、植物の枯死・衰弱、ペットの死亡などの被害が続出しました。

中継所の北西約400メートルの距離にある練馬区下石神井2丁目の会社員、木村洋子さん(61歳)は春先から秋にかけての南東の風で呼吸が苦しい、頭痛、視力の衰え、目がかすむなどの症状に悩まされ、98年には遂に働けなくなり、定年の2年半前に会社を辞めました。ペットのフェレット(イタチ科)、ポンコは98年から脱毛し始め、2001年には人の皮膚同様のツルツルになって昨年7月、死にました。

中継所西門の向かい側にある学生寮の寮母、田村ケイ子さん(67歳)は中継所が本格稼動した96年5月から呼吸が苦しい、目がかすむ、疲れやすいなどの症状が出始め、翌97年2月には太陽が真っ黒に見えるまで眼の障害が進みました。田村さんは多くの病院で診察を受けましたが、北里研究所以外はどこも化学物質を体内に取り込んだための病気とは分からず、「異常がない」と診断しました。やがて学生寮の学生が健康を損ねて退寮し、99年~2000年にはそれまでの25人から9人に減り、田村さんは手足が不自由になったせいか、階段からの転落や自転車での衝突などでけがが続きました。

中継所から100メートルほどしかはなれていない井草5丁目の主婦、斎藤恵子さん(62歳)は中継所の稼動から2カ月後の96年6月ごろ、喉が赤く腫れ、舌にも腫れものができ、ご主人も体中に水ぶくれができ、水泡が崩れてひどくかゆかったといいます。恵子さんは翌年4月、乳房がパンパンに腫れ、非常な恐怖感に襲われて前途を悲観したそうです。この症状について、専門家は化学物質によって性ホルモ



脱毛して人の皮膚のようにツルツルになり、2001年7月に死亡した練馬区下石神井2丁目、Y子さん宅のペット、フェレットのポンコ=1998年3月、写す。



ひどく枯れた杉並区井草5丁目の植木畑の松。現在は松が全部、伐採されてしまっている=1998年5月、斎藤恵子さん写す。

ンに異常がもたらされたためとみています。恵子さんは杉並病被害者でつくっている「杉並病をなくす会」常任委員として運動していますが、この地域の化学物質汚染を知られたくない人たちから「いやなら自分が出て行けばいい」などとののしられると言います。

中継所の南約150メートルの距離に住む八十島歌子さん（70歳代後半）は保育園を経営していたとき、中継所が稼働を開始し、職員（保母、調理、事務など9人）と乳幼児（二十数人）の中に結膜炎や湿疹、下痢、体がだるいなどの症状が次々に現われました。その結果、退職者、退園車が続出、1999年3月末に閉園しました。八十島さん自身も96年7月ごろから戸外の空気を吸うと、苦しくなりました。視力が衰え、1997年3月の測定では左1.2、右1.0もあった視力がいずれも0.3に。2000年10月には全身に湿疹ができ、皮膚科で診てもらったところ、「大気汚染によるもの」と診断されました。

八十島さん宅から近い水野愛子さん（74歳）は96年6月ごろから喉と目の痛み、目の充血、視力の低下があり、7月には北里大学病院神経科から「中枢神経機能障害」と診断されました。水野さんは97年9月、約200万円を投じて米国・ダラス市・環境健康センターの化学物質過敏症の専門医の診察・治療を受け、その結果、血液中からn-ペンタン、2-メチルペンタン、n-ヘキサンなど6化学物質を検出、医師は「どうして、このような化学物質が体内に取り込まれたのだろうか。考えられない」と不思議がっていたという。現在は医師の勧めで、ウィークデーは空気のいい静岡県御殿場に転地、土曜と日曜だけ井草に帰ってくる生活です。

自動車排ガス説から硫化水素説へ

当初、何が原因か分からないなか、東京都は自動車排出ガス原因説を打ち出しました。しかし杉並中継所周辺地域の自動車走行量の増加や交通渋滞激化の時期と杉並病の発生時期がマッチしないことなど説明のつかないことが多く、都はこれを取り下げました。

被害住民18人は1997年5月、国の公害等調整委員会に原因の裁定を求める調停を申請、既に6年近く、



杉並区井草5丁目に住む斎藤正弘さん（66歳）の腕に1996年にできた水ぶくれ。このような皮膚疾患がは腹、背中、腰など体中にでき、水泡から液が出てひどく痒かったという。今は治っている=1998年、妻の恵子さん、写す。

審理が続けられてきました。

杉並区は被害住民の要望を受け入れて、杉並中継所と周辺住民の健康被害との因果関係について疫学調査を実施し、1999年9月、「両者の間には一定の相関性が存在する」という調査結果報告書を発表しました。しかし発症発現率の計算方法や設問の仕方、調査地点の設定などに不十分なところがあり、その結果、発症が沈静化しているという結論が導かれました。

調査の不備はあっても、杉並中継所と「杉並病」との間に相関関係があると認めたことは重要です。この疫学調査の結果、東京都は中継所と「杉並病」との相関関係を認めざるを得なくなり、2000年3月、「住民の健康被害の主な原因は中継所の硫化水素が、住宅内の配管や道路上の雨水ますから放出したため」と発表しました。

これを受けて石原慎太郎都知事が謝罪のコメントを発表、因果関係の明らかになったケースについては補償する意向を表明しました。都は硫化水素の発生源である排水施設を改修、工事終了後の「杉並病」発生は認めず、補償しないという立場を取りました。

該当者が全くいない硫化水素の症状

硫化水素が中継所周辺住民が受けている健康被害の真の原因物質であるならば、欠陥のあった排水路の使用を停止した1996年8月以降は杉並病の新規発症が生じないはずですが、ところが、杉並中継所からの有毒物質排出は下水道の改修後に増加し、多くの患者が続発、杉並病は拡大の一途をたどり、今なお

発症が続いています。都の「硫化水素説」の誤りは、この事実がよく物語っています。

「硫化水素説」では杉並病発症地域の広がりも説明できません。被害住民が自ら調べた「患者が空気から苦情を感じた範囲」によると、苦痛を感じた地域は、北は練馬区の西武池袋線石神井公園駅、南は当初の西武新宿線上井草駅から、約2.4キロ南のJR中央本線西荻窪駅に広がっています。

硫化水素は卵の腐った時に出るような強い臭気を発します。しかし住民は1996年7月4日の調査に対し「硫化水素とは違う刺激性のある臭気を感じた」と答えています。

しかも東京都は2001年1月、損害賠償を求めた中継所周辺の被害住民6人に対し「硫化水素の症状に該当しない」として、請求を却下しました。被害住民の補償申請の却下は東京都が自ら「硫化水素原因説」の誤りを証明して見せているようなものです。結局、硫化水素の症状の患者は1人もいません。

検出・確認された化学物質400種

杉並病支援の科学者たちは理の通らない「硫化水素原因説」に強く反発。2001年1月、科学者34人が「廃棄物系化学物質による健康被害者を支援する科学者グループ」(代表・大谷育夫内科医)を結成しました。そして7月、都に「硫化水素説」の撤回と被害住民の苦痛をなくす措置の早期実施を求める意見書を石原知事に提出しました。

意見書は「杉並中継所は被害者に身体的・精神的苦痛ばかりか、避難・移転に多額の金銭の支出や失業などの苦痛を与えている」として、①中継所の稼働の停止、被害との関連の優先的な調査、②硫化水素による被害とは異なる現在の被害状況を認め、公表すること—など6項目の早急実施を提言しています。

支援の科学者たちは杉並病の原因と思われる毒性化学物質の検出による原因究明に全力を挙げました。幸い、被害者の中に旧通産省(現、経済産業省)工業技術院で材料科学の仕事に携わり、多様な化学物質

患者が空気から苦痛を感じた範囲(1996年) 出所)健康被害者たちが作成。

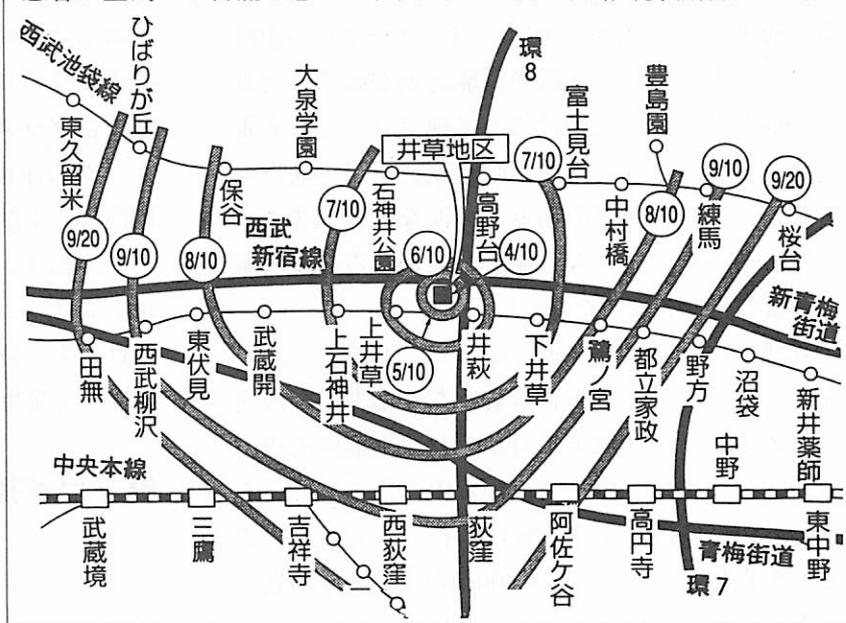


表1. 杉並病と杉並ごみ中継所をめぐる主な動き

- 1996年4月 東京都清掃局杉並中継所が本稼働を開始。周辺住民から「息苦しい」、「目の異常」など体調不良の訴えが出る。
- 6月 住民がアンケート調査、42人が健康不良と答える。住民3人が7月にかけて咳を伴う呼吸困難、意識もうろうなどで緊急入院。
- 7月 被害者たちが「杉並病をなくす会」を結成。東京都清掃局が中継所の環境調査を開始。
- 9月 被害住民が東京都公害審査会に公害調停を申請。
- 11月 杉並区が住民健康調査、319人が健康不調。
- 1997年3月 中継所換気用排気ダクトに脱臭フィルターを取り付ける。都と杉並区が住民説明会、調査結果の資料を配布。
- 5月 東京都が公害審査会で調停を拒否。このため被害住民18人が国の公害等調整委員会に原因裁定を申請。
- 6月 受理。
- 1998年10月 「練馬の杉並病をなくす会」が発足。
- 11月 東京都が「杉並中継所周辺環境問題調査委員会」を設置。
- 2000年3月 同委員会が「調査報告書」を公表し、健康被害の原因について「主な原因は杉並中継所の未処理の排水に含まれていた硫化水素」と発表。石原慎太郎都知事が謝罪のコメント。
- 2001年1月 東京都が損害賠償を求めた中継所周辺の被害住民6人に対し「硫化水素の症状に該当しない」として、請求を却下。
- 7月 「杉並シンドローム研究科学者の会」が「硫化水素説は科学的に根拠がなく、誤りである」と指摘、被害者救済策を提言。
- 12月 公害等調整委員会で被害者側証人の小椋和子理学博士が「中継所から原料物質や添加剤、それらの変成物質などのプラスチック関連物質、多くの発がん性、内分泌かく乱性の確定した有害物質の」と証言。
- 2002年1月 東京都側証人が「中継所の排気と住民の健康被害との間には疫学的因果関係が存在する」と証言。

分析経験もある津谷裕子工学博士（72歳）がいます。

津谷博士は杉並中継所の真南約130メートルの距離に住んでいたため、中継所の試験運転が始まった直後の1996年3月から北風によって運ばれてくる有毒化学物質を吸い込み、頭痛、吐き気、手足の筋肉のけいれん、気管支と喉の痛み、流涙などに悩まされました。その後、ご主人も発症、夫婦そろって茨城県土浦市に移転しました。

津谷博士は時には気が遠くなることもある厳しい闘病生活の中で、支援の科学者たちと協力、原因究明に努めました。1997年1月から杉並中継所周辺の空気、空気浄化フィルター、排水中に含まれている化学物質の、行政による分析の解析に取り組み、これまでの6年間に少なくとも400種以上の化学物質の存在を突き止めました。

杉並中継所周辺の空気から検出された有害化学物質約400のうちの主なものと、その主要な毒性を表2に掲げました。

特に毒性の強いものはイソシアネート類、シアン化合物類、アルデヒド類、無水フタル酸、ピフェニール、酸化エチレン、ヘキサクロロブタジエン、水銀蒸気(以上、表にある)、各種のフタル酸エステル類、フェノール、4-ニトロジフェニール、ダイオキシンです。

判明した多種プラスチック起源物質

検出された400種以上の化学物質の中にはプラスチックの添加物やプラスチックの分解と反応で生じたと思われる毒性物質が原料物質、添加剤、それらの変成物質として極めて多種類、存在することが分かりました。

例えば、行政が1998年5月に杉並中継所から200メートル離れた地点の空気から採取した半揮発性物質を津谷博士が定性分析機・磁気記録を自動検索プログラムに読み取らせたところ、トルエンイソシアネート（ウレタンフォームの原料）、フタル酸類（可塑剤）、カプロラクタム（ナイロンの原料）など多くのプラスチック起源の物質、それらの酸化物、農薬類、化石燃料、多環芳香族炭化水素、焼却起源のアルカン、起源不明の物質などが検出されました。

杉並中継所の周辺で、プラスチック起源の物質が

なぜこれほど多く検出されるのでしょうか。同中継所では家庭から出る不燃ごみを圧縮して大型コンテナに詰め替える作業をしています。不燃ごみの大部分はプラスチックごみ。そこで津谷博士はプラスチックの圧縮・摩擦などの機械的な作用に着目し、国内外の文献を調べてみました。

その結果、多くのプラスチック多量体およびトルエンイソシアネートや有機シアンなどの中枢神経毒性をもつ物質さえもがプラスチックの摩擦や圧縮によって発生することが判明しました。

廃プラが擦れ合って添加毒物を放出

プラスチックごみの押込み作業からこのような毒性物質が発生するメカニズムは、プラスチックの構造を学術用語「メカケミストリー」に当てはめて次のように説明されます。

プラスチックやゴムなどの高分子材料は炭素原子の連なりの周りに水素原子と少しの窒素や酸素のついた最少単位の分子、つまり単量体（モノマー）が数十万個とか数百万個、堅く化学結合して大きな高分子となり、それが絡み合って穴だらけの固体をつくっているものです。

そのままでは材料として実用的でないために、隙間にいろいろな種類の添加剤を混ぜ込んでいる。添加剤の中にはシアン系化合物やリン系化合物、フタル酸エステルなどなど毒性の強いものも少なくないのです。

また単分子から高分子を製造するときに、単量体と高分子の間のやや小さい分子（これを多量体という）が材料の間に残っている。大抵のプラスチックの単量体や多量体は毒性を持っていて、しかも蒸発しやすい。安定して使われていた材料の高分子も、環境条件によって単量体に分解（これを解重合という）したり、化学反応を起こして毒性を変えたりします。

大量のプラスチックごみの容積を減らし、コンテナに押し込める作業をしている杉並中継所では、プラスチック相互の表面が強く擦り合わされ、押付け力は1平方センチメートル当たり3.5キログラム、約200平方センチメートルでは約700キログラムです。この作業によって、これまで述べたような化学反応がひっきりなしに発生します。

表2. 杉並中継所で検出された主な物質の毒性

(単位：ppm)

【物質名】	【毒性】	【管理濃度】
トルエンジイソシアネート	吸入すると、高度の毒性を持ち、ひどい皮膚炎と気管支けいれんを起こす。臭気を感じられるのは0.1ppmで、1ppm程度では肺気管支炎肺炎を起こす危険性がある。管理濃度では臭気を感じられないため長時間暴露される恐れがある。角膜障害、喘息など。	0.005
2,4-ニトロジフェニール	角膜障害、腎および肝障害、中枢神経作用、催腫瘍性、主に尿路系のがん。	0
ビフェニール	経口では中枢神経系、末梢神経系、肝臓に障害。	0.2
ホルムアルデヒド	頭痛、めまい、発汗、悪心。	0.5
酸化エチレン	低濃度で悪心、吐き気、高濃度で目・皮膚・粘膜を刺激、多量で死亡。	1
無水フタル酸	皮膚感作性、皮膚や目に激しい刺激、化学火傷。	1
アクリロニトリル	吸入と皮膚吸入、体内で分解してシアン化水素を発生、これにより神経系、呼吸器系、消化器系、皮膚粘膜の障害、高濃度で意識喪失、呼吸停止・死。	2
シアン	目や喉の刺激、心拍促進、細胞障害性低酸素、胸苦しさ。	5
クロルベンゼン	目・鼻の刺激、肝・腎臓障害。	10
ベンゼン	麻酔作用、粘膜刺激、造血障害、発がん。	10
1,2-ジクロロエタン	肺機能、中枢神経機能に障害。	10
クロロホルム	低濃度慢性で胃腸・肝・腎障害、高濃度で反射機能喪失、感覚麻痺、意識喪失、呼吸停止、死亡。	10
1,4-ジオキサン	目・鼻の刺激、催眠、頭痛、食欲減退、白血球増加、貧血。	101
1,1,2-トリクロロエタン	慢性で、肝・腎・消化器・神経系の障害。	10
アセトアルデヒド	麻酔作用、意識混濁、気管支炎、肺浮腫、目・鼻・皮膚の腐食。	天井25
トリクロロエチレン	頭痛、めまい、吐き気、貧血、中枢神経、頭痛、肝・腎、発がん。	25
テトラクロロエチレン	麻酔、頭痛、悪心、意識喪失、肝・腎障害、高温でホスゲンを精製する。	25
アセトニトリル	軽い麻酔作用、悪心、呼吸障害、刺激、シアン化物を生成する。	40
トルエン	中枢神経、頭痛、記憶低下。	50
エチルベンゼン	皮膚、目、呼吸器を刺激、中枢神経作用。	100
水銀蒸気	末梢感覚障害、肺炎様症状、顎下腺炎、眼内赤色。	0.05

注) 管理濃度とは厚生労働省が示した作業環境を管理するための基準。東京都が検出した物質の毒性を津谷裕子さんが調査。

体内毒物と検出物質の性質が一致

津谷博士は自らの症状の現われ方などから、健康被害の一部の原因物質をトルエンジイソシアネートとみています。トルエンジイソシアネートの害(表2を参照)について、津谷博士は「連続する空咳で、皮膚や目にも刺激がある。ひどくなると肺炎です。私には、これが他の症状と交互に顕著で、今もイソシアネートに接すると、決まって同じ症状が出ます」

と話しています。

日本で初めて、この病気の研究をしている医者は津谷博士に「ひどくなると、肺胞に粟粒のようなのができる特殊な肺炎になる。イソシアネート中毒は発生源が500メートルほど離れていても、発症する。軽くしてあげるだけで、直らない」と話したそうです。

こうして5年の歳月をかけての懸命な原因究明作業が実のって、杉並中継所のプラスチックごみ圧縮作業により、プラスチック起源の中枢神経毒性物質

トルエン、イソシアネート、有機シアン化合物（アクリルニトリル、プロピオニトリルなど）などのシアン系化合物が発生すること、これらの毒性物質が人の健康に及ぼす影響、プラスチック起源毒性物質と「杉並病」との因果関係、毒性物質発生のメカニズムのすべてが究明されました。

津谷博士は杉並中継所周辺の大気汚染物質を分析・検出し、その物質の毒性と自らの体内に取り込まれた毒性物質による症状とを照らし合わせて原因物質を究明しました。これは、いわゆる人体実験と共通したものがあります。杉並病の原因物質究明作業は皮肉なことに、材料科学を専攻する分析の専門家が重症の杉並病患者になった結果、大きく進展したのです。

津谷博士の積極的な協力を得て杉並病の原因究明を終えた支援の科学者グループは、終盤を迎えた昨年12月11日の公害等調整委員会で原因究明作業の全成果を投入して証言しました。

証言台に立った小椋和子理学博士（環境化学）は杉並中継所から発生している汚染物質にプラスチック起源の化学物質が多いという研究結果を説明、「われわれは有害物質、感作性物質が検出されていることを証明しました。中継所の構造や管理に問題があったことは確実」として、中継所の即時閉鎖を提案しました。そして最後を「当局は中継所が被害の原因ではないと主張するならば、その証明をすべきです」と結びました。

しかし1月25日に東京都側が提出した最終準備書面は、なぜか住民側の原因究明に問する証言については一切触れていません。5月の原因物質裁定が目されます。

中継所閉鎖と被害者救済が緊急課題

杉並中継所は毒物を放出して周辺住民に多大な健康被害や精神的被害、転居などの経済的損害を与えています。1960年代から70年代にかけて、日本は激甚な産業公害を経験し、その結果、多くの悲惨な健康被害が生み出されました。高い「授業料」を払って、国民と行政が学んだのは、①公害が発生したら、できるだけ速やかに発生源を絶つこと、②行政は被害者を早期に救済すること、③汚染者負担の原則一な

どでした。

ところが東京都は説得力のない「硫化水素説」をいまだに頑なに主張し続けて、公害を出し続けています。これでは歴史の教訓を行政が自らホゴにしているようなものではないでしょうか。

杉並病患者の症状はさまざまで、その原因物質も患者によってそれぞれ異なります。しかし杉並病の原因と、プラスチックの圧縮による発生のメカニズム、毒性物質の人体に及ぼす影響が明らかになったのですから、東京都は健康被害者の早期救済に全力を挙げて欲しいと思います。原因物質と個々の「杉並病」患者との因果関係の全てが究明され尽くすまで待つ必要はありません。

見直すべきプラスチック氾濫社会

課題はまだあります。例えば新宿区高田馬場にある新宿中継所でも、毒性物質が排出され、杉並中継所と同様、周辺住民の中に健康被害を訴える人が少なくありません。神奈川県公害センターが実施した粗大ごみ破碎施設の有害物質発生状況の調査研究によると、粗大ごみ破碎施設からかなりの量の重金属や粉塵などの有害物質が排出されています。ですから全国各地にある杉並中継所と同様の不燃ごみ中継所や粗大ごみ・産業廃棄物の破碎施設を総点検して、毒性物質による環境汚染を防止する実効ある対策を早急に確立する必要があります。

「杉並病」は増え続けるプラスチックごみの容積を減らすために発生したもので、いわば「プラスチックごみ処理公害」、その発生源は行政の施設です。確かにプラスチックは便利で、しかも製品は安い。しかし燃やせばダイオキシン類を発生させ、関係省庁の対策の遅れから環境と人体を著しく汚染しました。そこへ、プラスチックごみの圧縮・破碎によっても毒性物質を排出することが明らかになったのです。

私たちは今回の「杉並病」発生の原因とメカニズムの解明を機に、プラスチック製品とプラスチックごみが大量生産・大量消費・大量廃棄されて、さまざまな問題を引き起こしている現代社会の仕組みとプラスチックごみ処理のあり方、プラスチックごみの海におぼれつつある私たちの生活様式を抜本的に見直す必要があるのではないのでしょうか。

化学物質による大気汚染を 考える



大気汚染を考える会代表
津谷 裕子

●まず大気汚染による健康被害の実態把握

大気の汚れがひどくなったために体調の不良を訴える人が近年、増えています。化学物質過敏症や環境ホルモンに限らず、免疫に関する疾病や難病の発生と大気汚染との関連も疑われます。多くの未確認化学物質が健康被害とどう関わっているかも、今後の研究課題です。

大気汚染による健康被害がこのように急速に増大しているにもかかわらず、汚染による病気の原因特定や発症のメカニズムなどの医学的な状況把握も、ほとんど手がつけられないまま、健康被害が拡大しつつあります。まず実態を知ることが必要です。

こうした実態をつかむ勉強をするため、私たちは2000年1月、化学物質対策を立ててほしい人たちと、対策を立てる役割をもつ国会議員などが一緒になって「化学物質による大気汚染を考える会」をつくったのです。

●主な活動は月1回の定例会や陳情など

「考える会」は現在、会員数40人。その主な活動



杉並中継所地下2階で行われているプラスチックごみなどの圧縮工程で、ごみを詰め込んだ大型コンテナを圧縮装置から切り離すところ。圧縮工程で毒性化学物質が発生、「大気汚染を考える会」が問題にしている。11月27日、川名英之写真。

は衆議院議員会館で月1回、定期的に例会を開き、化学物質による大気汚染について勉強するほか、各政党や環境省、厚生労働省への陳情書の提出、環境省の「化学物質と環境円卓会議」の傍聴と同会議への意見書作成などです。

化学物質による大気汚染の具体的な健康被害をテーマにした勉強会としては昨年10月7日と同28日に、「杉並病」の被害者を支援する科学者グループと「考える会」、「杉並病をなくす会」が一緒に開催した報告会があります。テーマは「杉並シンドロームで明らかになったこと」。この報告会の中で、被害者たちは最近までの被害状況について、被害・支援者の中の科学者たちはプラスチックごみの機械的処理による新しいタイプの大気汚染の研究成果について、大谷育夫内科医師が医師の目から見た杉並病の実態について、それぞれ報告しました。

●必要な国レベルの積極的な取り組み

杉並中継所の周辺では、化学物質を体内に取り込んだ人たちの間で、今もなお「体がだるい」「頭がぼーっとしてどうにもならない」などという訴えが少なくありません。埼玉県所沢市の「くぬぎ山」周辺、新宿区高田馬場の新宿中継所周辺などでも化学物質による健康被害が問題になっています。杉並病の問題は決して1地域の問題ではなく、国民的問題として黙ってられないというのが私たちの気持です。

このような観点から、私たちは化学物質による大気汚染の防止対策に、国レベルの積極的な取り組みを強く要望しています。

「化学物質による大気汚染を考える会」の連絡先：
Tel. 03-3264-1271、Fax：03-3264-1275
E-mail：morigami@po.ijinet.or.jp

近海魚のダイオキシン汚染

食品プロジェクト・チーム座長 森脇 靖子

日本人の摂取するダイオキシン類の90パーセントは食品からで、食品のうち魚介類の占める割合は76.9パーセントに達しています。厚生省（現厚生労働省）によると、私たちの食品から摂取する平均のダイオキシン類の量は平成11年度の場合、体重1キログラム当たり1日に2.25ピコグラムTEQ（2,3,7,8-四塩化ダイベンゾダイオキシンに換算。以下、pgTEQ/kgをピコグラムと表わす。）であり、耐容一日摂取量（TDI）は4ピコグラムだから心配はないといわれていますが、果たしてそうでしょうか。

食品プロジェクト・チームは、旧環境庁（現環境省）の公表した「平成11年度の公共用水と水生生物のダイオキシン類の調査結果」と水産庁の「平成11年度魚介類中のダイオキシン類の実態調査結果」のデータを、2回の公開学習会の成果をふまえて、近海魚（河川や湖沼の魚は今回の分析対象には入れない）について調べてみました。ここでダイオキシン類とはCDD+PCDF+コプラナPCBのことです。

その結果、日常の食卓に上る魚（マアナゴ、コノシロ、タチウオ、ブリ、マアジ、マサバ、スズキなど）の汚染が大きいこと、さらに半閉鎖水域である東京湾や大阪湾の魚がかなり高濃度で汚染されていることが分かりました。

近海魚の汚染の現状

環境庁のデータから、マアジ、マサバ、コノシロ、スズキの4魚種について、都府県別にダイオキシン類の汚染濃度を計算し、表1に示してあります。

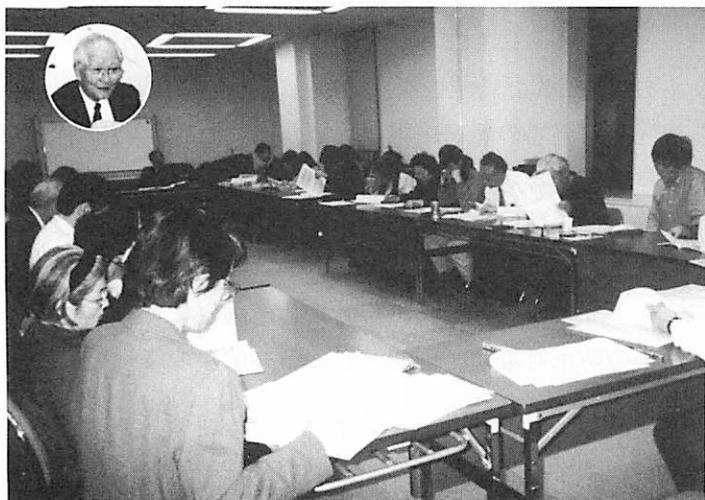
日本人にとっては最も身近な大衆魚であるマアジ、マサバは沿岸を回遊し湾内に入り、一定期間だけ湾ですごします。コノシロは、10~20センチメートルの頃を関東ではコハダ、関西ではツナシと呼び、正月のおせちや江戸前の握り寿司に使われ、湾あるいは一定の海域に定住してその生息海域内を移動します。高級魚の部類に入るスズキは、河口域や入り江に棲み、食物連鎖の上位を占め、環境汚染の指標として使われている魚です。

表1を見て分かるように、都府県ごとの検体数は少なく、検体数もまちまちであるため、厳密な比較はできませんが、大まかな汚染の傾向は見て取れます。特に大都市周辺で汚染は高濃度です。スズキを例にとると、東京と大阪は最低の青森のそれぞれ25.7倍、8.9倍と非常に高い値になっています。

環境庁の全データから計算すると、魚介類のダイオキシン濃度の平均は、東京湾4.6ピコグラム、大阪湾3.2ピコグラムで、日本全体1.4ピコグラムの2~3倍になります。しかし、こうした平均値は検体となった魚種の偏り、検体数の違いなどから必ずしも実態を表すものではなく、汚染がより高い可能性もありうると思われまます。

また、汚染が最高値を示した東京湾のマアジ、マサバ、コノシロのデータの空欄は何を意味するのでしょうか。東京湾にはこれらの魚はいないのか、いてもごく少なくて捕れなかったのか、それとも意図的に捕らなかったのでしょうか。しかも表1のあちこちにある空欄も気になります。

表2のA、Bは東京湾と大阪湾でダイオキシン濃度の高い12魚種を比較したものです。水産庁の調査結果があるものは*印で表に加えてあります。



国民会議食品プロジェクトチームによる公開学習会「食品のダイオキシン汚染—水産庁・環境省のデータを読む」=2月8日、川名英之写真。左上は、講師の中南 元氏

日本の近海魚の汚染は深刻

たとえば、マサバを例にとると、全国平均1.76ピコグラム、全海域で最大値（大阪）は9.5ピコグラム、最小値（長崎）は0.19ピコグラムなので、1回に100グラムのマサバを食べるとすると、体重50キログラムの人が摂取するダイオキシン量は体重1キロ当たりそれぞれ、3.52ピコグラム、19ピコグラム、0ピコグラムとなり、この場合、最大値のマサバではTDI（4ピコグラム）の実に4.8倍のダイオキシンを摂取することになります。

全国平均ですら、他の食品から摂るダイオキシン量を考慮すると4ピコグラムを超えてしまいます。（水産庁のマサバの汚染濃度も挙げておきます。東シナ海長崎沖1.011ピコグラム、太平洋銚子沖0.397ピコグラム、ノールウェー・バレンツ海1.18ピコグラム。ただし、水産庁のデータは10検体の平均値です）

汚染は同一地域で魚種や魚の個体により異なりますが、それ以上に、海が化学物質の最終的な溜まり場であるため背後にある陸地の影響が大であり、一般的傾向として地域により大きく異なることが分かります。

ダイオキシンのリスク集団への対策

表1 都道府県別4魚種のダイオキシン類の平均汚染濃度

（カッコ内は検体数。pgTEQ/g）

	全国平均	青森	岩手	秋田	宮城	山形	群馬	茨城	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	静岡	愛知
マアジ	1.13(165)	0.71(3)	0.41(3)	1.26(4)	1.09(6)	1.06(6)		1.09(6)	2.70(4)		2.13(3)	1.09(9)	1.05(7)	1.50(2)	2.23(3)
マサバ	1.76(70)	0.40(4)	2.0(7)	3.80(1)	0.39(2)	2.22(5)	2.10(1)	3.40(2)	1.90(1)		5.70(1)	1.18(6)	1.33(3)	1.10(1)	
コノシロ	3.69(61)	2.30(3)						3.73(3)	2.0(2)			4.25(6)			2.38(4)
スズキ	3.08(86)	0.38(1)		1.20(1)	4.2(4)	1.20(2)	1.54(2)	4.93(3)	6.33(6)	9.78(8)	6.10(1)	1.76(3)		3.37(3)	1.0(5)

	三重	京都	福井	兵庫	大阪	和歌山	島根	鳥取	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知
マアジ	1.40(3)	0.40(6)	1.12(3)	2.27(6)	7.0(2)	1.42(9)	0.51(5)	1.22(4)		0.81(3)	0.79(5)	1.35(4)	1.14(6)	0.46(6)	1.43(2)
マサバ		0.48(4)			9.50(1)	1.99(8)	1.26(3)				1.85(2)	0.23(1)	3.55(2)	4.60(3)	
コノシロ	4.20(1)	0.64(1)	2.0(2)	7.0(3)	12.9(4)		2.50(2)	2.25(2)	4.15(2)	2.50(3)	1.73(3)			4.65(2)	3.0(1)
スズキ	2.0(6)		0.51(1)	3.38(4)	3.37(6)		0.86(2)	1.67(3)	0.94(1)	2.10(1)			0.60(2)	1.00(4)	

表2 A：大阪湾の魚のダイオキシン類平均濃度 B：東京湾の魚のダイオキシン類平均濃度（※は水産庁データ（10個体の平均））

魚名	汚染程度	個体数	平均値
ボラ	2.4~2.2	10	6.51
タチウオ	4.4~8.1	6	6.37
スズキ	0.90~19	10	3.37
マアジ	0.84~8.4	4	3
クロダイ	3.7~10	4	7.2
マダイ	0.64~3.3	4	2.8
キヌチ	3.2~14	4	4.7
ブリ	3.6~5.8	2	4.7
マイワシ	2.9	1	2.9
マサバ	9.5	1	9.5
コノシロ	5.4~19	7	10.4 ※9.14
マアナゴ			※8.31

(pgTEQ/g) (pgTEQ/g)

魚名	汚染程度	個体数	平均値
ボラ	1.2~1.6	2	1.4
タチウオ	5.4	1	5.4
スズキ	3.2~2.7	14	8.01 ※6.54 ※4.25
マアジ	1.3~2.0	4	1.73
クロダイ	1.3~4.0	3	2.33
マダイ	4	1	4
キヌチ			
ブリ			
マイワシ			
マサバ	1.9	1	1.9
コノシロ	2.0~2.1	2	2.05
マアナゴ	3.4~33	12	9.03

(pgTEQ/g) (pgTEQ/g)

	福岡	佐賀	長崎	熊本
マアジ	0.69(2)	0.54(4)	0.71(7)	1.06(2)
マサバ	0.56(2)	0.54(4)	0.39(2)	0.25(1)
コノシロ	7.1(3)		3.30(1)	1.52(4)
スズキ	1.4(1)	0.42(2)	1.14(3)	0.64(4)

	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
マアジ	0.38(8)	1.93(3)	0.74(3)	
マサバ			0.23(1)	0.22(1)
コノシロ	1.63(3)	0.48(1)	1.15(3)	
スズキ	0.93(1)		0.42(1)	

「土壤汚染対策法」(案)

弁護士 中村 晶子

はじめに

20世紀、化学工業はめざましい進展を遂げました。私たちの身の回りには多くの化学物質があります。

土壤は、人の生活及び経済活動の基盤であるとともに、物質の循環や生態系維持の要としても重要な役割を果たしていますが、その土壤が化学物質によって汚染されると汚染土壤の直接摂取、地下水やそこで生育した農作物の摂取により人の健康及び生活環境に悪影響を及ぼします。従来から重金属・揮発性有機化合物その他の有害物質による土壤汚染の深刻さが憂慮されていましたが、近年新たに判明し顕在化する土壤汚染の事例が増加して、有害物質による土壤汚染はもはや放置できない状況になっています。

1. 経過

平成13年10月13日に環境大臣より中央環境審議会に対してなされた「今後の土壤環境保全対策の在り方について」の諮問に対し、同審議会土壤農業部会土壤制度小委員会が平成14年1月にとりまとめた報告をもとに環境省が作成した土壤汚染対策法案が、本年2月15日の閣議決定を経て、第154回今通常国会に提出されました。3月初頭現在、審議の具体的なスケジュールは未定です。

2. 法案の概要

本法案は、8章、全41条及び附則からできています。主な柱は、次のとおりです。

(1) 目的

この法律は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

(2) 土壤汚染状況調査

鉛・砒素・トリクロロエチレンその他特定有害物質を製造・使用・処理していた特定施設が使用を廃止したときは、その工場・事業場の敷地であった土地の所有者・管理者・占有者（所有者等）は原則としてその土壤汚染状況を調査し、結果を都道府県知事に報告しなければならない。

このほか、都道府県知事が特定有害物質による土壤汚染により人の健康に係る被害が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、当該土地の所有者等に調査・結果報告を命じることができる。

(3) 指定区域の指定

都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないときは、当該土地の区域を特定有害物質に汚染されている区域として指定して公示し、指定区域台帳を調整し原則として閲覧に供する。

(4) 土壤汚染による健康被害の防止措置

都道府県知事は、特定有害物質による土壤汚染により、人の健康に係る被害が生じ、または生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する指定区域内の土地があると認めるときは、当該土地の所有者等または場合によっては所有者等以外の汚染行為者に対して汚染の除去等の措置を命じることができる。

(5) 指定調査機関

(2)の土壤汚染状況調査は、環境大臣が指定する調査機関に行わせる。

(6) 指定支援法人

環境大臣が全国に1つ指定する指定支援法人は、次の業務を行う。

・指定区域内で汚染の除去等の措置を行う者へ

の助成を行う地方公共団体に対しての助成金の交付

- ・ 土壤汚染状況調査等について、照会・相談に応じ、必要な助言を行う
- ・ 知識の普及、国民の理解の増進
- ・ 基金の設置・管理 など

(7) 罰則

(2) 記載の土壤汚染状況調査について、都道府県知事による結果を報告しない者に対する報告命令または虚偽の報告をした者に対する是正命令違反、都道府県知事による調査・報告命令への違反、(4) 記載の措置命令に対する違反などに対しては、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

3. 法案の問題点

(1) 本法案は、汚染状況の把握(土壤汚染の調査)と汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより国民の健康を保護するという構造になっており、土壤汚染を未然に防止するという最も大切な項目を欠き、すでに汚染されそれが明らかになった土壤についての対策だけを定めるに過ぎません。本法案の名称が、土壤汚染防止法ではなく土壤汚染対策法となっているのもこのことをあらわしています。

土壤汚染の状況を調査し、すでに汚染された土壤を浄化し、汚染の拡散を防止することは確かに大切です。しかし、その前提として、なんびとも土壤を汚染してはならないこと、及び汚染者の責任は明確にされなければならないと思います。

(2) また、「国民の健康を保護することを目的とする」としかされておらず、土壤が有する生態系維持という大切な機能を保護するという視点が盛り込まれていません。すでに諸外国では生態系保護を目的とすることが常識になってい

るなかで、認識が遅れていると言わざるを得ません。これから新たに作る法律ですから、生態系保護を目的に加えるべきです。

(3) 汚染状況調査の契機が、施設の廃止時、用途変更時などに限定されており、充分とはいえません。また、土地の所有者等が調査主体とされていますが、汚染者負担の原則に照らし問題です。

(4) 住民に対し、調査の申出権、立会権など、参加の権利が認められていません。

(5) 指定調査機関制度は指定業者との癒着、業者間の談合などの問題を生むおそれがありますし、指定支援法人制度は特殊法人改革の流れに逆行するものです(※1)。

4. おわりに

本来、有害物質による土壤汚染の問題は、表層土壤・地層・地下大気・地下水などを含む地質環境全体の保全という観点から検討されるべきものです。

有害物質が漏洩などすると、まず表層土壤が汚染され、地下に浸透して地層が汚染され、同時に地下空気も汚染され、放置すればやがて地下水も汚染されます(※2)。このような汚染メカニズムを網羅する地質環境保全対策の基本法が必要です。本法案のような、部分的な対策だけを決めてこと足れりとしたのでは将来に禍根を残すことになるでしょう。

※1 本法案の条文ごとの問題点については、国民会議ホームページ上の「土壤汚染対策法案に対する提言」をご覧ください。

※2 「地質環境保全法——地質環境の修復と想像の具体策——」鈴木喜計 1998

容器包装リサイクル法に関する改正提言を提出



2002年2月28日、国民会議の立川涼代表外5名は環境省を訪れ、「容器包装リサイクル法に関する改正提言」を提出するとともに、飯島廃棄物・リサイクル部長、長門リサイクル推進室長らと約2時間半にわたって意見交換を行いました。3月8日には経済産業省にも同文を提出し、田辺リサイクル推進課長と意見交換を行いました。

国民会議では、「循環型社会形成推進基本法」の成立に伴い、同法の基本精神に沿った容器包装リサイクル法の見直しが必要であると考え、「容器包装リサイクル法改正提言チーム」（座長磯野弥生東京経済大学教授）を設けて検討を重ねてきました。容リ法は、施行当初からさまざまな問題点が指摘されていましたが、その後基本法が制定され、その精神にもそぐわないことが明らかになってきました。特に、同法がリサイクル中心で、リデュース、リユースの優先施策が講じられていないことや、自治体の負担が重く拡大生産者責任（EPR）の原則の適用が不十分であることなどは重大な欠陥といえます。

そこで、国民会議では、①自治体に回収責任を課すことを改め、回収から再商品化までの全費用を生産者の負担とすること、②リデュース、リユース促進のために課徴金制度を導入することなど6項目の提言を行いました（前号配布のダイジェスト版をご参照ください。全文はホームページでご覧いただけます）。

環境省としては、同法に問題があることは認識しているが、法施行後あまり時間が経過していないこと、効果は年を追うごとに着実に現れてきていること、事業者の負担が施行当初に比して10倍増になっており、更なる負担増は求めにくい現状にあることなどから、直ちに改正に着手するのではなく、自治体の負担の実態調査や、容器間のLCA比較研究などを行い、その結果に基づいて改正を検討したいと言っています。

循環型社会を構築するためには、従来の生産・消費システムを大きく変更する必要があります。そのために、一時的には事業者への負担が大きくなる場合がありますが、やがてその費用は価格に転嫁され、終局的には消費者が負担することになります。価格への転嫁（内部化）を通じて、より環境負荷の少ない商品生産へのインセンティブが生産者に働き、その結果、技術革新がすすみ、環境負荷の低減が効率的に行われることになるのです。

このような拡大生産者責任（EPR）の考え方について、国民的理解をすすめ、早期に生産・消費システムの変革に着手するべきです。一日でも早く着手すれば、それだけ早期に循環型社会を実現することが可能になります。着手が遅れば、手遅れにもなりかねません。国民会議では、今後も粘り強く提言活動を続けていきたいと考えています。多くの皆様のご支援、ご協力をお願いします。

経済産業省中間とりまとめ「循環型経済システムの高度化に向けて（案）」に対する意見を提出

経済産業省・産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会ワーキンググループ中間とりまとめ「循環型経済システムの高度化に向けて（案）」に対する意見を、経済産業省、環境省に提出しました。

中間とりまとめには、拡大生産者責任と役割分担（生産者・自治体・消費者の各役割は何か）、廃掃法の

規制緩和、サーマルリサイクルの促進など重要な論点が含まれています。是非ご覧下さい。

この他にも、循環型経済システムのあり方をめぐる論議が各省庁で行われていますので、注視して声を上げていきましょう！（国民会議の意見は、ホームページでご覧になれます）

(最近の国際動向)

翻訳：森谷 隆

■国連、プラスチックごみの処理に関する国際的ガイドラインを採択

国連環境計画（UNEP）は、約100カ国から集まった専門家による2月の会合で、「プラスチックごみの識別と環境的に健全な管理、ならびに廃棄のための技術的ガイドライン」を採択したことを発表した。「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」のテクニカル・ワーキンググループによって採択されたこのガイドラインは、発展途上国の多くが急激に増え続けるプラスチックごみに対処するのに必要な法律や施設を整備していないことに関する懸念の高まりに答えたものである。

多くの発展途上国は、プラスチックごみを野外で焼却・埋め立て処分しており、適切な管理がされていない。プラスチックのなかでも、ポリ塩化ビニル（PVC）の焼却処理の排ガスからは残留性有機汚染物質（POPs）、すなわちフランやダイオキシンが発生し、これらの発がん物質は世界中に運ばれる。

今後、各国政府は環境的に健全なプラスチックごみの管理を推進するために新しいガイドラインを用いることになる。ガイドラインは、機械的リサイクルのための選別、公衆衛生と安全性、出荷と輸送、原料リサイクル、圧縮、エネルギー回収、最終的廃棄など、様々な廃棄物管理問題に触れている。このガイドラインは、2002年12月13日にジュネーブで開かれる予定の条約締約国会議の第6回会合で最終的に採択される見通しである。

（出所：

<http://www.unep.org/Documents/Default.asp?DocumentID=233&ArticleID=2996>

■フタル酸ジエチルヘキシルの環境リスクは「過小評価」されている

EUの毒物・環境毒物・環境科学委員会は、フタル酸エステル的一种であるフタル酸ジエチルヘキシル（DEHP）が環境へ及ぼすダメージの可能性、および

食物連鎖を通して二次的毒性を引き起こす可能性に関して、EUの科学者らが過小評価していると指摘した。

また同委員会は、人間の健康に及ぼすDEHPのリスクについて、DEHPが混入している玩具で遊ぶ子供、医療器具に使用されているフタル酸エステルにさらされる患者、およびそれらを扱うメーカーの従業員や医療関係者などの曝露を削減するために特別な規制が必要であるという見解を発表した。

■EU規模で販売禁止となる化学物質が追加

欧州委員会は、39種類の化学物質の一般販売をEU規模で禁止する指令案を提出した。対象となる化学物質はすべて、昨年8月に発がん性・突然変異誘発性・生殖毒性を有する化学物質（CMR）に分類されたものである。

指令案が閣僚理事会と欧州議会の協議及び採決を経て可決されると、該当する化学物質を含む化学品または調合剤の消費者への販売が停止される。但し、メーカーに対する規制措置は設けられておらず、完成製品の販売も影響を受けない。指令案の対象となったCMRの中には、フタル酸エステル（phthalates）、ジブチルフタレート（DBP）、フタル酸ジエチルヘキシル（DEHP）、塩素系溶剤、脱脂剤トリクロロエチレン（trichloroethylene）などが含まれている。

また欧州委員会は1976年に提出された指令の付表である「ブラックリスト」に、2度目のCMR分類で選出された化学物質グループ、短鎖塩化パラフィン（short-chain chlorinated paraffin）、難燃剤であるペンタプロモジフェニルエーテル（penta-BDE）を追加する手続きを始めた。

（出所：欧州委員会<<http://europa.eu.int/comm/>>、

指令案の内容<http://europa.eu.int/eur-lex/en/com/pdf/2002/com2002_0070en01.pdf>）

◎4月20日に全国初の緊急シンポジウム 「プラスチックによる大気と健康への影響」

◇日時◇4月20日(土)12時30分から午後4時半まで。
◇場所=千代田区内幸町2-2-1、日本プレスセンター10階
◇会費=500円
◇プログラム=中下裕子ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長・弁護士「開会に当たって」、「杉並中継所のプラスチック公害の実

態と問題の経過に関するビデオ上映・説明」(川名英之江戸川大学講師)の後、津谷裕子工学博士(元工業技術院・材料科学)「大気汚染発生のメカニズムと、その確認」、大谷育夫(内科医)「杉並病の症状」、内田義之医学博士(筑波大学医学部)「プラスチック系物質による疾患」、井口てる子工学博士「疑わしい健康被害状況」(東京医科大学・物理)など。

◎環境教育ビデオ『4Rでゴミダイエット』 完成にあたって 環境教育チーム 山田久美子

ほぼ1年をかけて制作してきた環境教育ビデオが、この2月28日に完成しました。次世代を担うたくさん子どもたちに廃棄物問題を身近にそして真剣に考えてほしいと思い、学校教育の総合学習や社会科の発展学習の教材として使いやすいように工夫しました。

ビデオは廃棄物問題と循環型社会を俯瞰する内容ですが、一般的な3Rに加えもう1つのRであるリフューズRefuse、つまり不要なもの・ゴミになりやすいものは買わないという概念を加えて4Rとしています。重要な概念ですが、この不況時に物を買うなという主張をすることは、かなりの冒険と言わざるを得ず、どこまで受容され定着するかは、今後の社会を私たちがまた子どもたちがどう変えていくにかかっています。

去る3月3日の池袋での試写会&説明会で参加者からいただいた貴重な意見は、ぜひ今後に活かしたいと思います。また会員の皆様からも、図書館や学校など各所へご紹介してください。



◎特別シンポジウム 「土壌汚染対策法」と 土壌・地下水保全の今後

- 主催: エコケミストリー研究会
- 共催: ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議ほか
- 日時: 5月16日(木)
9:50~17:00
- 場所: 中央大学駿河台記念館
520号室 (JR中央線・地下鉄丸の内線御茶ノ水駅
徒歩3分)
- 参加費: 主催団体一般会員
12000円
(学生/NGO 4000円)
共催団体会員
15000円
- 問合せ・申込み先
エコケミストリー研究会
FAX 045-336-4036

編集後記 広報委員会委員長 佐和洋亮

— 「ムネオハウス」の島 —

北海道の北東に突き出した知床半島。これとほぼ平行に並んでいる島、国後(クナシリ)島。北方四島の一つ。長さは知床半島のほぼ2倍。2つの村に人口約7000人。約1300世帯の内1000世帯が漁業に従事。ウニ、カニ、エビ、カレイなどが採れる。

その漁獲割当量はサハリン州の漁業研究所が決定している。ロシア国立国後自然保護区長グリゴリエフさんの報告によれば、例えば、ウニの1年間の漁獲割当量程のものが、1カ月間で北海道に輸出されたこともあり、北海道へ密輸するための密漁が絶えないとのこと。

この密漁の中心はサハリン本島の水産会社の漁船で、このような島外漁船によって、島の水産資源は収奪されており、国後島の一般住民の生活水準は、以前よりも悪くなっている。

さらに、密漁は、小エビまで根こそぎ

採るので、それを主食とする魚類が減り、魚を主食とするアザラシなどの海獣類の生育に影響を及ぼし、また、ウニやエビを主食とする珍獣ラッコも絶滅のおそれすらある。

また、サケの定置網にラッコやアザラシが入って死んでしまい、カレイの刺し網には、海に潜って魚を捕る海鳥エトピリカなどが掛かってしまう。このまま密漁を許せば、この海域は「砂漠の海」になってしまうと心配されている。

他方、陸に目を向けると、国後島は豊かな森林地帯があり、シマフクロウ、ヒグマ、オジロワシなど多様な生物が生息している。

ところが、島の最高峰爺爺岳(1882m)山麓の自然保護区に隣接する地域で「金鉱開発」の計画があり、この地域のサハリン州指定の「自然保護地域」が、州知事令によって事実上廃止されてしまった。豊かな島の海や原生林やシマフクロウの森の生態系が危機に瀕している。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第16号

2002年3月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒170-0004
東京都豊島区北大塚2-29-5
大塚ダイカンプラザ1F
環境市民ひろば

TEL 03-5907-1411

FAX 03-5907-1412

編集協力・レイアウト

有総合工房キャップ

*国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin@attglobal.net です。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>